

寄贈資料の受入要領

1 寄贈資料受入に関する基本姿勢

寄贈資料については、「愛知芸術文化センター・アートライブラリー資料収集方針」に基づいて選択を行い、当館が所蔵していない芸術資料を受け入れる。ただし、次のものは除く。

- (1) 当館既蔵の資料と内容が類似しているもの
- (2) 愛知県図書館がすでに所蔵する資料
- (3) 管理部管理課長が、破損、劣化、収納スペース、その他の理由により、利用・保存・保管等で問題があると認めた資料
(映像資料については、著作権の権利処理が完了していないもの)

2 寄贈資料の取り扱い

- (1) 当館の資料整理の仕方にしたがって整理し、当館所蔵資料の中に組み入れ、広く県民をはじめとする利用者に公開する。
- (2) 一括して保管を要するものを除き、「文庫」「コレクション」等の扱いはしない。
- (3) 原則として、礼状を送付する。

附則

この要領は平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成19年6月5日から施行する。

附則

この要領は平成26年4月1日から施行する。